

電話サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧	新
---	---

料金表

通則 (略)

第1表 料金(重複掲載料、番号案内料、質権の設定等に関する手数料、テレホンカードによる支払充当手数料及び附帯サービスの料金を除きます。)

第1 基本料金
1 適用

区 分	内 容
(1) ～ (略) (18)	(略)
(19) ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の適用	<p>ア 2-1-6に規定するユニバーサルサービス料及び2-1-7に規定する電話リレーサービス料は、次表の左欄に規定する電話サービス、付加機能又は当社が別に定めるサービスの提供を受けている契約者回線について、それぞれ同表の右欄に規定する電気通信番号1番号ごとに適用します。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>イ 電話リレーサービス料は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間において適用します。</p>
(20) ～ (略) (22)	(略)

2 料金額

2-1 契約者回線に係るもの

2-1-1

～ (略)

2-1-6

2-1-7 電話リレーサービス料

1 電気通信番号ごとに

区 分	料 金 額	
	加入電話契約に係るもの (月額)	臨時加入電話契約に係るもの (日額)
電話リレーサービス料	1円 (税込価格 1.1円)	0.03円 (税込価格 0.033円)
備考 電話リレーサービス料については、料金表第1表第1(基本料金)1(適用)(19)(ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の適用)イに定める期間において適用します。		

料金表

通則 (略)

第1表 料金(重複掲載料、番号案内料、質権の設定等に関する手数料、テレホンカードによる支払充当手数料及び附帯サービスの料金を除きます。)

第1 基本料金
1 適用

区 分	内 容
(1) ～ (略) (18)	(略)
(19) ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の適用	<p>2-1-6に規定するユニバーサルサービス料及び2-1-7に規定する電話リレーサービス料は、次表の左欄に規定する電話サービス、付加機能又は当社が別に定めるサービスの提供を受けている契約者回線について、それぞれ同表の右欄に規定する電気通信番号1番号ごとに適用します。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
(20) ～ (略) (22)	(略)

2 料金額

2-1 契約者回線に係るもの

2-1-1

～ (略)

2-1-6

2-1-7 電話リレーサービス料

1 電気通信番号ごとに

区 分	料 金 額	
	加入電話契約に係るもの (月額)	臨時加入電話契約に係るもの (日額)
電話リレーサービス料	1円 (税込価格 1.1円)	0.03円 (税込価格 0.033円)

新旧対照

旧	新
	<p>附 則（令和7年3月25日西企営第155500000594号） （実施期日）</p> <ol style="list-style-type: none"><li data-bbox="1137 245 1711 272">1 この改正規定は、令和7年4月1日から実施します。 <p>（経過措置）</p> <ol style="list-style-type: none"><li data-bbox="1137 308 2040 360">2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

総合デジタル通信サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧	新
---	---

料金表

通則 (略)

第1表 料金

第1 基本料金

1 適用

区 分	内 容
(1) ～ (略) (9)	(略)
(10) ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の適用	<p>ア 2-6に規定するユニバーサルサービス料及び2-7に規定する電話リレーサービス料は、次次表の左欄に規定する第1種総合デジタル通信サービス、第2種総合デジタル通信サービス、付加機能又は当社が別に定めるサービスの提供を受けている契約者回線について、それぞれ同表の右欄に規定する電気通信番号1番号ごとに適用します。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px; text-align: center;">(略)</div> <p>イ 電話リレーサービス料は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間において適用します。</p>
(11) ～ (略) (12)	(略)

2 料金額

2-1

～ (略)

2-6

2-7 電話リレーサービス料

1 電気通信番号ごとに

区 分	料 金 額	
	右欄以外のもの (月額)	臨時第1種契約又は臨時第2種契約に係るもの(日額)
電話リレーサービス料	1円 (税込価格 1.1円)	0.03円 (税込価格 0.033円)
備考 電話リレーサービス料については、料金表第1表第1(基本料金)1(適用)(10)(ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の適用)イに定める期間において適用します。		

料金表

通則 (略)

第1表 料金

第1 基本料金

1 適用

区 分	内 容
(1) ～ (略) (9)	(略)
(10) ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の適用	<p>2-6に規定するユニバーサルサービス料及び2-7に規定する電話リレーサービス料は、次次表の左欄に規定する第1種総合デジタル通信サービス、第2種総合デジタル通信サービス、付加機能又は当社が別に定めるサービスの提供を受けている契約者回線について、それぞれ同表の右欄に規定する電気通信番号1番号ごとに適用します。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px; text-align: center;">(略)</div>
(11) ～ (略) (12)	(略)

2 料金額

2-1

～ (略)

2-6

2-7 電話リレーサービス料

1 電気通信番号ごとに

区 分	料 金 額	
	右欄以外のもの (月額)	臨時第1種契約又は臨時第2種契約に係るもの(日額)
電話リレーサービス料	1円 (税込価格 1.1円)	0.03円 (税込価格 0.033円)

新旧対照

旧	新
	<p>附 則（令和7年3月25日西企営第155500000594号） （実施期日）</p> <ol style="list-style-type: none"><li data-bbox="1137 245 1711 272">1 この改正規定は、令和7年4月1日から実施します。 <p>（経過措置）</p> <ol style="list-style-type: none"><li data-bbox="1137 308 2040 360">2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

音声利用 IP 通信網サービス契約約款の一部改正

新旧対照

旧	新
---	---

料金表

通則 (略)

第1表 料金 (重複掲載料及び附帯サービスの料金を除きます。)

第1類 基本料金

第1 第1種サービスに係るもの

1 適用

区 分	内 容
(1) ～ (6)	(略)
(7) ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の適用	<p>ア 2-4に規定するユニバーサルサービス料及び2-5に規定する電話リレーサービス料は、次表の左欄に規定する第1種サービス又は付加機能の提供を受けている第1種契約について、それぞれ同表の右欄に規定する電気通信番号1番号ごとに適用します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">(略)</div> <p>イ 電話リレーサービス料は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間において適用します。</p>
(8)	(略)

2 料金額

2-1

～ (略)

2-4

2-5 電話リレーサービス料

月額

区 分	単 位	料 金 額
電話リレーサービス料	1契約者回線番号ごとに	1円(税込価格 1.1円)
備考 電話リレーサービス料については、料金表第1表第1類第1(第1種サービスに係るもの)1(適用)(7)(ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の適用)イに定める期間において適用します。		

第2 第2種サービスに係るもの

1 適用

区 分	内 容
(1)	(略)

料金表

通則 (略)

第1表 料金 (重複掲載料及び附帯サービスの料金を除きます。)

第1類 基本料金

第1 第1種サービスに係るもの

1 適用

区 分	内 容
(1) ～ (6)	(略)
(7) ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の適用	<p>2-4に規定するユニバーサルサービス料及び2-5に規定する電話リレーサービス料は、次表の左欄に規定する第1種サービス又は付加機能の提供を受けている第1種契約について、それぞれ同表の右欄に規定する電気通信番号1番号ごとに適用します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">(略)</div>
(8)	(略)

2 料金額

2-1

～ (略)

2-4

2-5 電話リレーサービス料

月額

区 分	単 位	料 金 額
電話リレーサービス料	1契約者回線番号ごとに	1円(税込価格 1.1円)

第2 第2種サービスに係るもの

1 適用

区 分	内 容
(1)	(略)

新旧対照

旧		新	
～ (2)		～ (2)	
(3) ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の適用	ア 2-3に規定するユニバーサルサービス料及び2-4に規定する電話リレーサービス料は、次表の左欄に規定する第2種サービス又は付加機能の提供を受けている第2種契約について、それぞれ同表の右欄に規定する電気通信番号1番号ごとに適用します。 (略) イ 電話リレーサービス料は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間において適用します。	(3) ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の適用	2-3に規定するユニバーサルサービス料及び2-4に規定する電話リレーサービス料は、次表の左欄に規定する第2種サービス又は付加機能の提供を受けている第2種契約について、それぞれ同表の右欄に規定する電気通信番号1番号ごとに適用します。 (略)
(4)	(略)	(4)	(略)

2 料金額

- 2-1
- ～ (略)
- 2-3
- 2-4 電話リレーサービス料

月額

区 分	単 位	料 金 額
電話リレーサービス料	1契約者回線番号ごとに	1円(税込価格 1.1円)
備考 電話リレーサービス料については、料金表第1表第1類第2(第2種サービスに係るもの)1(適用)(3)(ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の適用)イに定める期間において適用します。		

2 料金額

- 2-1
- ～ (略)
- 2-3
- 2-4 電話リレーサービス料

月額

区 分	単 位	料 金 額
電話リレーサービス料	1契約者回線番号ごとに	1円(税込価格 1.1円)

附 則 (令和7年3月25日西企管第15550000594号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和7年4月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

特定地域向け音声利用 IP 通信網サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧	新																								
<p>料金表 通則 (略)</p> <p>第1表 料金 第1類 基本料金 第1 光回線電話に係るもの 1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) ～ (略) (4)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(5) ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の適用</td> <td> <p>ア 2-4に規定するユニバーサルサービス料及び2-5に規定する電話リレーサービス料は、次表の左欄に規定する光回線電話又は音声利用 IP 通信網サービス契約約款に規定する付加機能に相当する付加機能の提供を受けている光回線電話契約について、それぞれ同表の右欄に規定する電気通信番号1番号ごとに適用します。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; text-align: center;">(略)</div> <p>イ 電話リレーサービス料は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間において適用します。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>2 料金額 2-1 ～ (略) 2-4 2-5 電話リレーサービス料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 35%;">単 位</th> <th style="width: 50%;">料 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電話リレーサービス料</td> <td>1契約者回線番号ごとに</td> <td>1円(税込価格 1.1円)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">備考 電話リレーサービス料については、料金表第1表第1類(基本料金)1(適用)(5)(ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の適用)イに定める期間において適用します。</p>	区 分	内 容	(1) ～ (略) (4)	(略)	(5) ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の適用	<p>ア 2-4に規定するユニバーサルサービス料及び2-5に規定する電話リレーサービス料は、次表の左欄に規定する光回線電話又は音声利用 IP 通信網サービス契約約款に規定する付加機能に相当する付加機能の提供を受けている光回線電話契約について、それぞれ同表の右欄に規定する電気通信番号1番号ごとに適用します。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; text-align: center;">(略)</div> <p>イ 電話リレーサービス料は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間において適用します。</p>	区 分	単 位	料 金 額	電話リレーサービス料	1契約者回線番号ごとに	1円(税込価格 1.1円)	<p>料金表 通則 (略)</p> <p>第1表 料金 第1類 基本料金 第1 光回線電話に係るもの 1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) ～ (略) (4)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(5) ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の適用</td> <td> <p>2-4に規定するユニバーサルサービス料及び2-5に規定する電話リレーサービス料は、次表の左欄に規定する光回線電話又は音声利用 IP 通信網サービス契約約款に規定する付加機能に相当する付加機能の提供を受けている光回線電話契約について、それぞれ同表の右欄に規定する電気通信番号1番号ごとに適用します。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; text-align: center;">(略)</div> </td> </tr> </tbody> </table> <p>2 料金額 2-1 ～ (略) 2-4 2-5 電話リレーサービス料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 35%;">単 位</th> <th style="width: 50%;">料 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電話リレーサービス料</td> <td>1契約者回線番号ごとに</td> <td>1円(税込価格 1.1円)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1) ～ (略) (4)	(略)	(5) ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の適用	<p>2-4に規定するユニバーサルサービス料及び2-5に規定する電話リレーサービス料は、次表の左欄に規定する光回線電話又は音声利用 IP 通信網サービス契約約款に規定する付加機能に相当する付加機能の提供を受けている光回線電話契約について、それぞれ同表の右欄に規定する電気通信番号1番号ごとに適用します。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; text-align: center;">(略)</div>	区 分	単 位	料 金 額	電話リレーサービス料	1契約者回線番号ごとに	1円(税込価格 1.1円)
区 分	内 容																								
(1) ～ (略) (4)	(略)																								
(5) ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の適用	<p>ア 2-4に規定するユニバーサルサービス料及び2-5に規定する電話リレーサービス料は、次表の左欄に規定する光回線電話又は音声利用 IP 通信網サービス契約約款に規定する付加機能に相当する付加機能の提供を受けている光回線電話契約について、それぞれ同表の右欄に規定する電気通信番号1番号ごとに適用します。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; text-align: center;">(略)</div> <p>イ 電話リレーサービス料は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間において適用します。</p>																								
区 分	単 位	料 金 額																							
電話リレーサービス料	1契約者回線番号ごとに	1円(税込価格 1.1円)																							
区 分	内 容																								
(1) ～ (略) (4)	(略)																								
(5) ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の適用	<p>2-4に規定するユニバーサルサービス料及び2-5に規定する電話リレーサービス料は、次表の左欄に規定する光回線電話又は音声利用 IP 通信網サービス契約約款に規定する付加機能に相当する付加機能の提供を受けている光回線電話契約について、それぞれ同表の右欄に規定する電気通信番号1番号ごとに適用します。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; text-align: center;">(略)</div>																								
区 分	単 位	料 金 額																							
電話リレーサービス料	1契約者回線番号ごとに	1円(税込価格 1.1円)																							

新旧対照

旧	新
	<p>附 則（令和7年3月25日西企営第155500000594号） （実施期日）</p> <ol style="list-style-type: none"><li data-bbox="1137 245 1711 272">1 この改正規定は、令和7年4月1日から実施します。 <p>（経過措置）</p> <ol style="list-style-type: none"><li data-bbox="1137 308 2056 363">2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。